

平成 21 年 3 月 19 日

<問い合わせ先>

海事局

海賊対策連絡調整室 小森・山崎

TEL 03-5253-8111 (代表)

(内線 43303・43366)

03-5253-8932 (直通)

ソマリア沖・アデン湾において防衛省が行う護衛を受けるための申請を開始します

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処について、平成 21 年 3 月 13 日、内閣総理大臣に承認を得て、防衛大臣から、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 82 条の規定による海上における警備行動により、海上において必要な行動をとることが命ぜられました。

このため、国土交通省は、本日付けで防衛省が行う護衛を受けるための申請について、（社）日本船主協会等の関係団体に通知し、その手続きを開始しました。

防衛省が行う護衛を受けるためには、国土交通省に対し、対象船舶となりうる船舶の基礎情報を事前に登録したうえで、参加を希望する護衛活動への護衛申請が必要となります。

登録・申請等の手続きは、国土交通省の海賊対策ウェブサイトに掲載しています。

○ 国土交通省の海賊対策ウェブサイトアドレス

<http://www.mlit.go.jp/maritime/gaikoh/pirate/index.html>

<参 考>

護衛申請手続きの概要

